

令和２年度第１回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和２年度第１回津市公契約審議会
2 開催日時	令和２年７月２８日（火） 午前１０時００分から午前１１時３０分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎４階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌（会長）、田邊 三郎、橋本 正治、村山 篤 （事務局） 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 伊藤良成 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 物品調達契約担当主事 福岡捷太郎 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 労働報酬下限額の試行について ア 業務委託の試行について イ 建設工事の試行について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。

 それでは、第1回津市公契約審議会を開催させていただきますが、
会議に先立ちまして総務部長より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。
前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますよう
お願いいたします。

 なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」
に基づき公開としております。

 傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げるものがないよ
う、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1(1) 業務委託にお
ける労働報酬下限額の試行について」ですが、まず事務局に説明を求
めます。

事務局 業務委託の試行について、説明します。業務委託の試行につきまし
て、昨年度と今年度に試行を行いましたので、その状況について説明
いたします。

 それでは、詳細は担当が説明いたします。

事務局 <概要>
・昨年度の3件の試行案件の試行結果の報告。全労働者に対し、労働
報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認。

 また、アンケートからは労働状況台帳の作成回数を減らしてほしい
との意見あり。

・令和2年度については、労働報酬下限額を880円に設定し、2件
発注し、今後2件を発注予定。

・昨年度のアンケート結果に基づき、清掃等単純作業による業務に限
って労働状況台帳の作成を毎月から履行期間中に報酬が支払われる
初回及び最終回の2月分（2回の提出）に変更し、発注済みの2件に
適用。発注予定の2件については、業務内容を精査し、適用するか決
定。

・令和2年度の試行案件のうち三重短期大学における警備業務につい
ては、受注者から従事する労働者が最低賃金の減額の特例（断続的に
従事する者に対する適用除外許可書）の許可を労働局から受けたとの
申出があったため、試行マニュアルに基づき当該労働者は本試行の対

象となる労働者から除外。

会長 分かりました。では、業務委託の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 最低賃金の減額の特例対象者は外国人でしょうか。

事務局 日本人です。

委員 どのような場合、特例の対象となるのでしょうか。

事務局 最低賃金の減額の特例については、最低賃金法第7条に規定されており、同条第1号から第4号まで4種類あります。警備業務で継続的な業務ではなく、断続的な業務であることから4号に記載の「断続的労働に従事する者」として労働局が許可しています。

委員 減額後の賃金はいくらですか。

事務局 現在の最低賃金が873円、減額率が33.8%、減額後の最低賃金額は578円以上となっています。

委員 時間給としては873円支払わなくてもいいということですね。

事務局 最低賃金法第7条第1号から第4号に最低賃金の減額の特例が規定されています。第1号は「精神又は身体の障害により著しく能力の低い者」、第2号は「試の使用期間中の者」、第3号は「職業能力開発促進法の認定を受けるものであって厚生労働省令で定めるもの」、第4号は「軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者」、と規定されており、第7条第4号に該当することになります。今回の短大の業務内容は宿直業務ですので、拘束時間は長いものの、業務に従事する時間は短く、労働時間全体に占める業務従事の割合が低いいため、減額が許可されたものと思われます。

委員 最低賃金法に外国人は最低賃金を減額できる規定があると思いますが、その場合、労働報酬下限額の対象労働者とならないのでしょうか。

事務局 最低賃金法の適用を受ける労働者を労働報酬下限額の対象者としています。特例措置を受ける労働者の場合は、対象外となります。

委員 試行案件について、第2回目の労働状況台帳の提出が最終分の賃金が支払われる月ということですが、最低賃金が毎年10月に発効される中、今年は据え置きになると思いますが、その場合どのように取り扱うのですか。

- 事務局 最低賃金は毎年１０月１日に新たな金額が発効されておりますが、今年度においては据え置きであったとしても、最低賃金は、毎年１０月１日に新たな金額が発効されると想定して、第２回目の労働状況台帳の提出は、発効後の最低賃金を反映されている１０月以降に提出していただく必要があることから、最終分の賃金が支払われる月としています。
- 委員 最低賃金は最低賃金法に規定されており、津市は公契約条例により労働報酬下限を定めていますが、ダブルスタンダードだと思います。法令等の解釈の関係からか、公契約条例を施行している自治体においては労働報酬下限額を規定している自治体がある一方、規定していない自治体もあります。最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことについて、今一度法的根拠を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。
- 事務局 津市公契約条例に規定する労働報酬下限額が、最低賃金法に規定する最低賃金を上回ることにについて、同法上、問題ないと考えています。最低賃金が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金以上の金額を支払うことになります。
- 委員 最低賃金は労働局が決定することになります。建設工事では、一部の労働者の労働報酬下限額については最低賃金の１２０％に設定して試行するとしていますが、間違いはないですか。
- 事務局 今年度の建設工事の労働報酬下限額については、前回の審議会で御報告したとおり、一般労働者については三重県の最低賃金の１２０％、見習い労働者等については三重県の最低賃金の１１０％に設定して試行しております。
- 委員 高卒初任給と最低賃金とどのように区分されているのですか。
- 事務局 一般労働者、見習い労働者等については三重県の最低賃金により、交通誘導警備員については、業務委託と同様に高卒初任給により労働報酬下限額を設定しています。
- 委員 試行結果について、作業員の職種が記載されていないので判断しづらいですが、労働者はどのような職種だったのでしょうか。
- 事務局 業務委託における受注者から提出される労働状況台帳には、職種欄を設けていませんので、労働者の職種は把握しておりません。
- 委員 将来的には労働者の職種に応じた労働報酬下限額を定めていくこ

と思いますが、職種によって労働単価も異なることから、労働者の職種が分からない現状の試行方法では、適切な労働報酬下限額であるかを判断することが難しいと思います。

事務局 これまでの審議会で御審議いただきました内容を踏まえ、労働者の職種ごとに労働報酬下限額を定めることは難しいと思っております。現時点においてですが、最低賃金に近い額の報酬で働く労働者の労働環境を守り、適正な賃金を確保することが第一なのではないかと考えております。

<審議結果>

令和2年度業務委託の試行については、事務局案のとおり試行を行う。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書1(2) 建設工事の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 建設工事の試行について、昨年度の試行結果について報告いたします。また、今年度の試行状況について説明します
それでは、詳細は担当が説明いたします。

<概要>

事務局 令和元年度の試行結果について説明。
・違反は見られなかった。
・アンケート結果では、労働状況台帳作成事務が負担であったとの意見があった。また、労働報酬下限額は妥当とする回答が多かったが、より高い労働報酬下限額の設定が必要とする意見もあった。
令和2年度の試行状況について説明。
・労働状況台帳の提出回数を1回にし、提出対象月を中間月とする。
・提出対象労働者及び提出方法については令和元年度と同様とする。
・労働報酬下限額は一般労働者1,048円、見習い労働者等961円、交通誘導警備員880円とする。
・試行案件4件を発注しており、今後さらに1件の発注を予定している。

会長 分かりました。では、建設工事の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 試行案件の入札参加者数を教えて下さい。

事務局 令和元年度試行案件①は21者、②は17者、③は1者、④は19者、⑤は3者が入札に参加されました。
令和2年度試行案件①は3者、②は4者、③は16者、④は39者が入札に参加されました。

- 委員 予定価格が原則 5,000 万円以上の案件を試行案件の対象として
いるということですが、本年度試行案件の③は予定価格が 5,000
万円未満となっています。5,000 万円未満の工事を抽出した理由
はあるのですか。
- 事務局 試行案件の抽出については工事担当課と協議のうえ決定していま
すが、当該工事担当課においては抽出協議時点で予定価格が 5,000
万円以上の案件がなかったためです。そのため、比較的高額な案件
を試行案件の対象としました。
- 委員 労働者の職種は調査しているのですか。
- 事務局 労働状況台帳に職種を記載していただいています。
- 委員 令和元年度の試行において、労働状況台帳の提出回数が 3 回となっ
ていますが、1 ヶ月分を 3 回提出するのですか。それとも工期全体分
を 3 回に分けて提出するのでしょうか。
- 事務局 令和元年度の労働状況台帳の提出回数は初回、中間月、最終月の 3
回としていますが、提出対象は当該月のものとなりますので、延べ 3
ヶ月分となります。例えば、6 ヶ月の工事の場合、提出される労働状
況台帳は 3 ヶ月分になります。
- 委員 抜けている期間があるということですね。
- 委員 アンケート結果で「妥当とする意見が多くありましたが、より高い
労働報酬下限額の設定が必要との意見がありました」とのことです
が、より高い労働報酬下限額の設定が必要と回答した業者の数を教え
て下さい。
- 事務局 資料 2-1 に記載のとおり、5 者になります。なお、資料 2-1 は
建設工事の試行に係る事業者に対するアンケートで、5 者とは元請業
者・下請業者の合計になります。
- 委員 資料 2-1 は事業者側に対するアンケートということですが、労働
者側にも労働報酬下限額が高いか低いかという意見を聴いた方が良
いかもしれませんね。
- 委員 資料 2-1 には妥当であるとの意見も 12 者あります。妥当とする
意見も多くあったということも説明していただきたい。
- 委員 次回から試行案件についても、一部のみを抽出して調査していくの
ですか。

- 事務局 令和２年度については一部を抽出とし、提出回数も１回のみとしています。
- 委員 建設工事の１回というのは１ヶ月分の労働状況台帳を提出するということですか。
- 事務局 中間月を提出対象月として、１ヶ月分の労働状況台帳を提出していただくことになります。
- 委員 中間月とはいつのことを指すのでしょうか。それぞれの工事の内容を考えて労働状況台帳提出月を決定するのでしょうか。
- 事務局 当初契約時点での工期の中間日が属する月を中間月とします。なお、中間月に労働状況台帳提出対象者がいないことが見込まれる場合はあらかじめ受注者から申告していただき、提出対象月を変更することとしています。
- 委員 受注者等から労働状況台帳作成事務が負担になっているという意見がアンケートで出たとのことですが、それとは別に、例えば労働状況台帳提出時に来庁した時等に事業者から何か意見は出ていますか。
- 事務局 記載方法等の問い合わせの他、労働状況台帳提出事務が負担であるとの御意見をいただくこともあります。
- 委員 記載方法について説明すると、理解していただいていますか。
- 事務局 理解していただいています。
- 委員 下請業者から「労働状況台帳を元請業者に出す必要はあるのか。市に直接出せないのか。」、という意見が出ているということを商工会議所の建設部会員を通じて聞いています。市に意見が出ていないのは意見が無いからではなく、発注者である市に対して意見が言いにくいのではないのでしょうか。
- 委員 労働報酬下限額の話からは少し離れますが、元請業者は下請業者に法定福利費が明示された標準見積書を提出させているのでしょうか。
- 委員 市発注工事では標準見積書の使用は求めていなかったと思います。
- 会長 その件については、労働報酬下限額の試行からは少し離れますので、別の場で確認するべきかと思います。
- 委員 令和元年度の試行案件の契約金額に当初と変更後の２つの金額が記載されているものがありますが、契約締結後に金額が変更となる場

合があるのですか。

事務局 当初の金額は契約締結時の契約金額になりますが、設計図書で明示された条件と実際の工事現場が一致しない場合等で変更契約を行う場合があります。

会長 令和元年度の試行案件の5件のうち、4件が金額の変更があったということですね。わかりました。

会長 ほかに何かございますか。

会長 それでは「事項書2 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 はい。議長。労働者性の高い個人事業主、所謂一人親方の定義について過去の審議会においても御意見をいただいているところですが、引き続き御審議をお願いします。詳細は担当から説明いたします。

<概要>

事務局 労働者性の高い個人事業主の定義について説明。
・国土交通省が作成した「建設企業向けみんなで進める一人親方の保険加入」パンフレット内にある一人親方の働き方チェックシートを活用し、当該チェック項目の結果によって条例の適用の有無を決めることを提案した。また、虚偽報告防止のために、事業者側と一人親方側の双方が内容を確認した名簿を提出することも併せて提案した。

会長 それではこの件で御意見、御質問はございませんか。

委員 チェックシートで確認するという事はやっただくということをお願いしたいと思います。

一人親方に関することとして、この場で一人親方について意見を申し上げます。法人は社会保険が適用になりますが、個人事業所は常時使用する労働者が5人以上になると社会保険が適用されます。ただ、4人以下の個人事業所は任意適用になります。

4人雇っている個人事業所が、仕事が忙しいからとの理由でもう一人雇うと、社会保険が適用となります。そうすると事業所は事業者負担分の法定福利費を負担しなければなりません。法定福利費をあらかじめ発注側から支払われていない場合、社会保険料が大きな負担となります。社会保険料を年間で見ると雇っているのが5、6人であっても100万円は超えることになります。この社会保険料は規模の小さい個人事業所では大きな負担となるので、5人目の労働者は1～4人目と同じ仕事をさせるとしても、5人目の労働者とはせず、一人親方にさせて一人親方労災に加入させています。このような実態があります。

設計労務単価には事業主が負担する法定福利費は含まれていません。一人親方の問題を解決するには法定福利費の問題を解決しなければならないのではないかと思います。予定価格には事業主が負担する法定福利費も含まれており、国土交通省の通知で下請業者に対し法定福利費を適切に支払うこととあるにも関わらず、法定福利費が支払われていない現状があるのではないかと思います。労働者と同じ仕事をしていても一人親方とされることを無くすためには、社会保険料が適切に下請業者に支払われることがなければ解決していかないのではないかと思います。

会長 委員からこのような御意見ありましたが、事務局としてはどのように考えていますか。

事務局 公契約条例の目的として、労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現すること、とあります。

本審議会は労働報酬下限額を定めるにあたり、委員の皆様の御意見を聴いているところですが、他にも条例の目的を達成するための施策に関する事項として調査審議することができますので、委員の皆様の御意見をいただきながら事務局として判断してまいりたいと思います。

会長 先ほどの委員の御意見について、今この場で意見を出して審議するということは難しいと思いますので、事務局の方でご検討をお願いします。

会長 ほかに御意見ありませんか。
無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

令和２年度第１回津市公契約審議会事項書

令和２年７月２８日（火）午前１０時００分

津市役所本庁舎４階 庁議室

１ 労働報酬下限額の試行について

（１）業務委託の試行について

（２）建設工事の試行について

２ その他

1 労働報酬下限額の試行について

(1) 業務委託の試行について

ア 令和元年度の試行結果について

令和元年度においては、労働報酬下限額を880円（1時間当たり）に設定し、3件（建築物清掃1件、施設運営・管理2件）の発注をしました。対象案件については、平成30年度の対象案件を引き続き対象としたほか、予定価格はやや安価ではあるものの受注者が直接雇用する労働者だけが従事するような業務や予定価格が1,000万円以上の施設設備の維持管理に係る業務を対象としました。

試行結果については、下記のとおりです。

ア) 試行案件①

- ・ 契約件名 津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託
- ・ 受注者 有限会社三重伸明（市内本店業者）
- ・ 業務内容 日常的に芸濃庁舎内の床面、トイレ等の清掃
- ・ 履行期間 令和元年5月1日から令和2年3月31日まで
- ・ 契約金額 4,896,000円
（うち消費税及び地方消費税額408,000円）
- ・ 予定価格 4,945,090円
（うち消費税及び地方消費税額412,090円）
- ・ 落札率 約99.0%

イ) 試行案件②

- ・ 契約件名 令和元年度津市安芸・津衛生センターし尿処理施設点検整備業務委託
- ・ 受注者 クボタ環境サービス株式会社中部支店（県外業者：愛知県名古屋市）
- ・ 業務内容 安芸・津衛生センターのし尿処理設備の点検及び整備
- ・ 履行期間 令和元年7月12日（契約締結日）から令和2年3月27日まで
- ・ 契約金額 99,990,000円
（うち消費税及び地方消費税額9,090,000円）
- ・ 予定価格 100,090,100円
（うち消費税及び地方消費税額9,099,100円）
- ・ 落札率 約99.9%

ウ) 試行案件③

- ・ 契約件名 令和元年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検整備業務委託
- ・ 受注者 荏原環境プラント株式会社中部支店（県外業者：愛知県名古屋市）
- ・ 業務内容 西部クリーンセンター2号炉の焼却設備の点検及び整備
- ・ 履行期間 令和元年10月28日（契約締結日）から令和2年3月31日まで

- ・ 契約金額 133,100,000円
(うち消費税及び地方消費税額12,100,000円)
- ・ 予定価格 133,208,900円
(うち消費税及び地方消費税額12,109,900円)
- ・ 落札率 約99.9%

(エ) 労働報酬下限額について

受注者等から提出された労働状況台帳により、全ての事業者において労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることが確認できました。

(オ) アンケート結果について（別紙資料1-1、1-2、1-3参照）

事業者にあつては、ほとんどの者が条例を理解できているとの回答でしたが、その一方で、労働状況台帳や労働報酬下限額については、考え方の見直しや課題があるとの意見がありました。

また、労働者にあつては、労働報酬下限額が設定されたが自身の賃金の変化や影響はないとの回答が多く見られました。

※ 事業者からの意見抜粋

- ・ 業務によって単価が異なる為、一概に適正とは判断できない。
- ・ 労働状況台帳の作成にあたり、作成に要する時間が負担となるため、毎月作成するのではなく、回数を減らしてほしい。

(カ) 違反申出について

労働者からの違反申出はありませんでした。

(キ) 試行結果の分析等について

アンケート結果によると、労働報酬下限額については、一部の事業者からは一概に適正とは判断できないとの意見があったものの、ほとんどの事業者が妥当な金額であると回答していることから、今後も現状の設定方法としたいと思います。また、労働状況台帳については、作成に係る事務負担が大きいため作成回数を減らしてほしいとの意見があったことから、令和2年度の試行においては、当該意見が反映できるよう検討したいと思います。

イ 令和2年度の試行状況について

令和2年度においては、労働報酬下限額を880円（1時間当たり）に設定し、2件（施設警備1件、建築物清掃1件）の発注をしており、今後2件の発注を予定しています。対象案件については、令和元年度の対象案件を引き続き対象としたほか、予定価格はやや安価ではあるものの受注者が直接雇用する労働者だけが従事するような業務や予定価格が1,000万円以上の施設設備の維持管理に係る業務を対象とします。

試行内容については、これまでの試行と同様とし、履行期間中に受注者等から労働状況台帳及びアンケートの回答が2回提出されます。労働状況台帳等を提出する時期及び書類については、第1回目は、対象案件に係る初回分の賃金の支払い月の末日から7営業日以内に初回分の賃金に係る労働状況台帳と事業者分のアンケートの回答、第2回目は、最終分の賃金

の支払い月の末日から7営業日以内に2回目以降分の賃金に係る労働状況台帳（月別に作成したもの）と事業者及び労働者からのアンケートの回答としました。また、労働状況台帳及びアンケートの様式については、令和元年度と同様のものを使用しています。

試行案件の基本情報は、下記のとおりです。

(ア) 試行案件①

- ・ 契約件名 三重短期大学警備業務委託
- ・ 受注者 株式会社丸元（市内本店業者）
- ・ 業務内容 三重短期大学及びこれに付随する物件の警備
- ・ 履行期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- ・ 契約方法 地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札
- ・ 契約締結日 令和2年4月30日
- ・ 契約金額 月額412,500円
（うち消費税及び地方消費税額37,500円）
- ・ 予定価格 月額684,200円
（うち消費税及び地方消費税額62,200円）
- ・ 落札率 約60.28%

※ 参考（昨年度）

- ・ 落札率 約58.57%
- ・ 契約金額 月額394,200円（税込）
- ・ 予定価格 月額669,600円（税込）

(イ) 試行案件②

- ・ 契約件名 津市芸濃庁舎日常清掃等管理業務委託
- ・ 受注者 有限会社三重伸明（市内本店業者）
- ・ 業務内容 日常的に芸濃庁舎内の床面、トイレ等の清掃を実施
- ・ 履行期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- ・ 契約方法 地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札
- ・ 契約締結日 令和2年4月28日
- ・ 契約金額 4,936,800円
（うち消費税及び地方消費税額448,800円）
- ・ 予定価格 4,936,800円
（うち消費税及び地方消費税額448,800円）
- ・ 落札率 100%

※ 参考（昨年度）

- ・ 落札率 約99.0%
- ・ 契約金額 4,896,000円（税込）
- ・ 予定価格 4,945,090円（税込）

(ウ) 試行予定

ごみ焼却施設の設備維持管理業務を2件程度発注する予定です。
なお、具体的な案件等、詳細については、担当課と協議し決定します。

ウ 令和２年度の試行内容の見直しについて

委託業務のうち施設の清掃や警備については、仕様書に定められた内容を行う単純作業であり、労働報酬にあっては、令和元年度の清掃に係る試行案件における労働状況台帳を見ても毎月ほぼ同額の金額が支払われているため、これらと同様の業務にあっては、労働状況台帳を毎月作成する必要はないものの、例年１０月に新たな最低賃金が発効されることから、１０月前後の労働報酬については確認する必要があると思います。

このことを考慮し、受注者等の事務負担軽減の観点から、年度途中であるものの、施設の清掃や警備等の業務については、労働状況台帳の作成回数を初回及び最終回の賃金分の２回としたいと思います。なお、初回及び最終回の賃金分としたことについては、履行期間のうち新旧の最低賃金が労働報酬に反映された時期で最も分かり易い時期としました。

つきましては、上記試行案件①及び②においては、台帳の作成回数を初回及び最終回の賃金分の２回に見直し試行したいと思います。

なお、今後試行案件として発注予定の業務については、その業務内容により台帳の作成回数を見直しを判断したいと思います。

(2) 建設工事の試行について

ア 令和元年度の試行案件について

令和元年度においては、労働報酬下限額を８４６円（三重県の最低賃金と同額。１０月１日以降は８７３円。１時間当たり）に設定し、原則予定価格が３，０００万円程度のものを選定し、建築一式工事１件、土木一式工事３件、とび・土工・コンクリート工事１件の合計５件を発注しました。なお、土木工事については３件試行しましたが、津・香良洲、久居、安芸ブロックから各１件抽出しました。

試行案件は下記の５件です。

(ア) 試行案件①

- ・ 契約件名 令和元年度建整道新第１号 谷杣線道路改良工事
- ・ 受注者 有限会社岡山工業（市内本店業者）
- ・ 業種 土木一式工事
- ・ 履行期間 令和元年８月１３日から令和２年１月２７日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 ２５，６１９，０００円（当初）
（うち消費税及び地方消費税額２，３２９，０００円）
２７，９９１，７００円（変更後）
（うち消費税及び地方消費税額２，５４４，７００円）
- ・ 予定価格 ２９，１０２，７００円
（うち消費税及び地方消費税額２，６４５，７００円）
- ・ 落札率 約８８．０％

(イ) 試行案件②

- ・ 契約件名 令和元年度下建公第４号 棕本処理区公共下水道工事
- ・ 受注者 大和建設株式会社（市内本店業者）
- ・ 業種 土木一式工事
- ・ 履行期間 令和元年９月２日から令和２年１月２０日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 ２７，６１０，０００円（当初）
（うち消費税及び地方消費税額２，５１０，０００円）
２８，７８２，６００円（変更後）
（うち消費税及び地方消費税額２，６１６，６００円）
- ・ 予定価格 ３１，５４５，８００円
（うち消費税及び地方消費税額２，８６７，８００円）
- ・ 落札率 約８７．５％

(ウ) 試行案件③

- ・ 契約件名 令和元年度営ス振第３３号
津市芸濃総合文化センター内アリーナ改修工事
- ・ 受注者 株式会社アイケーディ（市内本店業者）
- ・ 業種 建築一式工事
- ・ 履行期間 令和元年９月２日から令和２年１月３１日まで

- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 64,504,000円（当初）
（うち消費税及び地方消費税額5,864,000円）
- ・ 予定価格 71,673,800円
（うち消費税及び地方消費税額6,515,800円）
- ・ 落札率 約90.0%

(エ) 試行案件④

- ・ 契約件名 令和元年度北道維環第4号
柳山結城町第1号線及び下弁財町阿漕浦線道路整備工事
- ・ 受注者 有限会社澤建（市内本店業者）
- ・ 業種 土木一式工事
- ・ 履行期間 令和元年9月30日から令和2年3月23日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 33,308,000円（当初）
（うち消費税及び地方消費税額3,028,000円）
35,736,800円（変更後）
（うち消費税及び地方消費税額3,248,800円）
- ・ 予定価格 37,951,100円
（うち消費税及び地方消費税額3,450,100円）
- ・ 落札率 約87.8%

(オ) 試行案件⑤

- ・ 契約件名 令和元年度農基補第4号
土地改良施設維持管理適正化事業ため池（風早池）堤体補修工事
- ・ 受注者 青葉工業株式会社三重営業所（市内支店業者・本店香川県高松市）
- ・ 業種 とび・土工・コンクリート工事
- ・ 履行期間 令和元年10月15日から令和2年2月14日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札（実績・所在地等の要件有）
- ・ 契約金額 33,473,000円（当初）
（うち消費税及び地方消費税額3,043,000円）
38,278,900円（変更後）
（うち消費税及び地方消費税額3,479,900円）
- ・ 予定価格 38,111,700円
（うち消費税及び地方消費税額3,464,700円）
- ・ 落札率 約87.8%

イ 令和元年度の試行結果について

全ての案件で労働報酬下限額以上の報酬が支払われていることを確認できており、労働者からの違反申出もありませんでした。

事業者及び労働者に対して行ったアンケートは資料2-1、資料2-2、資料2-3のとおりです。

事業者に対して行ったアンケートでは、労働報酬下限額の設定については、妥当とする意見が最も多くありましたが、より高い労働報酬下限額の設定が必要との意見もありました。

また、労働状況台帳提出事務については、事業者側の事務的負担に関する以下の意見がありました。

- ・労働状況台帳作成事務を下請業者に周知するのに時間を要した。
- ・労働状況台帳の下請業者分を取りまとめることが困難。下請業者分は発注者が取りまとめてほしい。
- ・労働状況台帳作成事務に労力をかけ、労働時間が増すことは時代に逆行している。
- ・民間企業は利益が出れば給料が上がり、利益がでなければ給料が下がるものであるのに、なぜ給料を公開しなければならないのか。

ウ 結果の分析

(ア) 労働報酬下限額について

事業者側からも労働報酬下限額が低いのではないかという意見が出ており、最低賃金を超える労働報酬下限額を設定が必要と考えました。一方、昨年度の試行で交通誘導警備員とその他の職種で金額に差があることから、一律に労働報酬下限額を設定することなく、交通誘導警備員とその他建設系職種とで労働報酬下限額を個別に設定することとしました。

(イ) 労働状況台帳提出事務について

労働状況台帳関係事務について、建設工事は下請業者が入ることが多く、労働状況台帳提出事務の説明及び労働状況台帳の取りまとめが事務負担となっているとの意見が出ています。そのため、令和2年度の労働状況台帳の提出回数を3回から1回に減らしています。

エ 令和2年度の試行状況について

令和2年度においては、試行案件として5件（調達契約課4件、上下水道管理課1件）を予定しており、鋼構造物工事1件、建築一式工事1件、土木一式工事2件の合計4件については既に発注しています。

令和2年度は予定価格が原則5,000万円以上とし、より大規模で多くの労働者が従事することが予想される案件を対象としています。

(ア) 労働報酬下限額（建設工事）

労働報酬下限額は前回の審議会で報告したとおりの3区分になります。

一般労働者 1,048円（三重県の最低賃金の120%）

見習い労働者等 961円（三重県の最低賃金の110%）

交通誘導警備員 880円（業務委託の労働報酬下限額と同額）

(イ) 労働状況台帳の提出事務

提出対象月を初回、中間月、履行完了月の3回としていたところを、今年度は中間月の1回に変更しました。提出期限については令和元年度と同様、提出対象月の翌月末までとしています。

また、労働状況台帳の様式については、3区分で試行することに伴い区分を選択する欄を新たに設けましたが、その他の入力事項は令和元年度と同様です。

(ウ) 労働報酬下限額試行案件契約基本情報

a 試行案件①

- ・ 契約件名 令和2年度建整橋維補第1号
津興橋大規模更新事業旧橋（上部工）撤去工事
- ・ 受注者 中部産業株式会社（市内本店業者）
- ・ 業種 鋼構造物工事
- ・ 履行期間 令和2年5月13日から令和2年10月16日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札（実績・所在地等の要件有）
- ・ 契約金額 121,968,000円
（うち消費税及び地方消費税額11,088,000円）
- ・ 予定価格 138,244,700円
（うち消費税及び地方消費税額12,567,700円）
- ・ 落札率 約88.2%

b 試行案件②

- ・ 契約件名 令和2年度宮文振補第12号
津リージョンプラザお城ホール舞台機構及び天井その他改修工事
- ・ 受注者 株式会社岩田組（市内本店業者）
- ・ 業種 建築一式工事
- ・ 履行期間 令和2年6月11日から令和3年1月29日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 82,049,000円
（うち消費税及び地方消費税額7,459,000円）
- ・ 予定価格 91,170,200円
（うち消費税及び地方消費税額8,288,200円）
- ・ 落札率 約90.0%

c 試行案件③

- ・ 契約件名 令和元年度北道新補第4号
船頭町垂水線道路改良工事
- ・ 受注者 株式会社朝日管清興業（市内本店業者）
- ・ 業種 土木一式工事
- ・ 履行期間 令和2年7月20日から令和3年1月29日まで
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 36,047,000円
（うち消費税及び地方消費税3,277,000円）
- ・ 予定価格 41,047,600円
（うち消費税及び地方消費税3,731,600円）
- 落札率 約87.8%

d 試行案件④

- ・ 契約件名 令和2年度下工公補第5号
田端上野污水幹線築造工事
- ・ 受注者 吉村工業株式会社（市内本店業者）
- ・ 業種 土木一式工事
- ・ 履行期間 契約締結日から令和3年1月22日まで
(契約締結期限令和2年7月28日)
- ・ 契約方法 事後審査型一般競争入札
- ・ 契約金額 68,222,000円
(うち消費税及び地方消費税6,202,000円)
- ・ 予定価格 77,204,600円
(うち消費税及び地方消費税額7,018,600円)
- ・ 落札率 約88.4%

e 試行予定

調達契約課発注分で1件試行を予定しています。

2 個人事業主（一人親方）について

事業主としての一人親方と労働者として働く一人親方を区別する基準について、審議を続けているところです。前回の審議会は国土交通省が作成している社会保険加入にあたっての判断事例集内のチェックシート（資料2－4）を活用して、区別することを提案したところ、「チェックシートを使用することも良いのでは」という意見がある一方で「チェックシートの項目からどちらにチェックすれば事業主として判断されるかが容易に判断できるため、虚偽の回答をされるのではないか」との意見もありました。事務局としては、チェックシートそのものは判断基準として有効なものと考えていますので、前回提案したチェックシートを以下のとおり活用することとします。

(1) 確認方法について

前回提案したチェックシートを活用し、確認することとします。具体的には、前回提案しましたとおり「一人親方が使う機械・器具（手元工具を除く）は誰が提供していますか」、「一人親方が仕事で使う材料は誰が提供していますか」の2つの設問に対して「貴社が提供する」を回答し、かつ、この2項目を含めた項目（チェックシートの左側の項目）に加え一定数以上該当があれば条例の対象とするということで線引きを行うことを検討しています。

参考：千葉県野田市 公契約条例第2条第4号

- (4) 請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部についての請負の契約により当該公契約に係る業務に従事する者で次のいずれにも該当するものであって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者と同視すべきものとして市長が認めるもの

ア 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者

イ 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者

(2) 虚偽回答の防止策について

受注者等と一人親方の双方が個人事業主又は労働者性の高い一人親方かのいずれであるかを契約締結時に書面（資料2－5）で確認することとします。書面については、労働状況台帳と同様に発注者へ提出を求めます。

資料 1 - 1

【令和元年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

1 試行案件①

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 件名 | 津市芸濃庁舎日常清掃管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年5月1日から令和2年3月31日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社三重伸明 |
| (4) 受注関係者数 | 0 者 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度津市安芸・津衛生センターし尿処理施設点検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から令和2年3月27日まで |
| (3) 受注者 | クボタ環境サービス株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | 1 1 者 |

3 試行案件③

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (3) 受注者 | 荏原環境プラント株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | 1 2 者 |

※提出時期

受注者が担当課に本件に係る初回分の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（初回分の労働状況台帳の提出時期は、契約締結後、最初のひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）

4 集計結果

質問1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|-------|
| ア 十分理解できている。 | 1 者 |
| イ 概ね理解できている。 | 2 3 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 2 者 |
| エ 全然理解できていない。 | 0 者 |

質問2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- | | |
|------|-------|
| ア ない | 2 6 者 |
| イ ある | 0 者 |

資料 1 - 1

(2) 作成に係る事務量について

- | | | |
|---|----|------|
| ア | ない | 24 者 |
| イ | ある | 2 者 |

(3) 提出方法について

- | | | |
|---|----|------|
| ア | ない | 25 者 |
| イ | ある | 1 者 |

質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- | | | |
|---|---|------|
| ア | 津市が発行する津市公契約条例に関する手引き及びマニュアルを配布し周知している。 | 17 者 |
| イ | 口頭により説明し周知している。 | 9 者 |

(2) 労働者への周知について

- | | | |
|---|--------------------------|------|
| ア | 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 13 者 |
| イ | 個別に書面を交付し周知している。 | 13 者 |

質問 4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- | | | |
|---|----|------|
| ア | ない | 26 者 |
| イ | ある | 0 者 |

質問 5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

- | | | |
|---|--------|------|
| ア | 出していない | 25 者 |
| イ | 出ている | 1 者 |

質問 6 労働報酬下限額について、設定金額（平成 31 年度は 880 円）はいかがですか。

- | | | |
|---|-----|------|
| ア | 高い | 0 者 |
| イ | 低い | 6 者 |
| ウ | 妥当 | 19 者 |
| エ | その他 | 1 者 |

※「エ その他」と回答した業者からの意見
(・何とも言えない。)

資料 1－2

【令和元年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞ 回答の集計結果】

1 試行案件①

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 件名 | 津市芸濃庁舎日常清掃管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年5月1日から令和2年3月31日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社三重伸明 |
| (4) 受注関係者数 | 0 者 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度津市安芸・津衛生センターし尿処理施設点検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から令和2年3月27日まで |
| (3) 受注者 | クボタ環境サービス株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | 11 者 |

3 試行案件③

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (3) 受注者 | 荏原環境プラント株式会社中部支店 |
| (4) 受注関係者 | 12 者 |

※提出時期

受注者が担当課に本件に係る最終回の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（最終回の労働状況台帳の提出時期は、契約（履行）期間終了後、対象労働者に最後の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）

4 集計結果

質問1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|------|
| ア 理解できている。 | 2 者 |
| イ だいたい理解できている。 | 20 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 4 者 |

質問2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|-----------------------|------|
| ア 効果があった。 | 1 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 12 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと思う。 | 9 者 |

資料 1 - 2

エ わからない。 4 者

※ 自由意見

- ・ 当該作業が数年に 1 度、1 日作業で有る為、貴市の効果か不明の為

質問 3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。 2 者

イ 今後効果が出ると考える。 10 者

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 7 者

エ わからない。 7 者

※ 自由意見

- ・ 弊社はすでに定められた基準をこえているのでわからない
- ・ 当該作業が数年に 1 度、1 日作業で有り、貴市の効果か不明の為

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

ア 効果があった。 1 者

イ 今後効果が出ると考える。 14 者

ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 7 者

エ わからない。 4 者

※ 自由意見

- ・ ただしすべての物件において施行が必要と考えています。

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。(複数回答可)

ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 9 者

イ 個別に書面を交付し周知している。 15 者

ウ 口頭により説明し周知している。 10 者

エ その他 0 者

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

ア なかった。 24 者

イ あった。 2 者

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

(1) ア ない。 22 者

イ ある。 4 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

※ 自由意見

資料 1 - 2

- ・ 労働状況台帳の作成に要する時間が負担となる為、書類作成数の削減に努めていただけると有難いです。

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

ア しない。 5 者

イ 影響するが、大きなものではない。 9 者

ウ 大きく影響する。 12 者

※ 自由意見

- ・ 小企業で有る為、時期による。年度末に工事、入札等が偏る為。

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点はありますか。

(1) ア ない。 24 者

イ ある。 2 者

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

※ 自由意見

- ・ 業務内容により単価が異なる為、880円が適正とも不適正とも言えない部分がある
- ・ 物件によって。

質問 10 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

ア ない。 25 者

イ ある。 1 者

質問 11 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると思われますか。

ア しない。 25 者

イ する。 1 者

質問 12 条例の対象者に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点はありますか。
(自由意見)

- ・ 別途、賃金契約が必要となる。
- ・ 現状では不明。

質問 13 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・ 条例の目的については賛同できます。

資料 1－3

【令和元年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞ 回答の集計結果】

1 試行案件①

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 件名 | 津市芸濃庁舎日常清掃管理業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年5月1日から令和2年3月31日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社三重伸明 |
| (4) 労働者数 | 3名 |

2 試行案件②

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度津市安芸・津衛生センターし尿処理施設点検・整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から令和2年3月27日まで |
| (3) 受注者 | クボタ環境サービス株式会社中部支店 |
| (4) 労働者数 | 18名 |

3 試行案件③

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度津市西部クリーンセンター2号炉焼却施設点検整備業務委託 |
| (2) 契約（履行）期間 | 契約締結日から令和2年3月31日まで |
| (3) 受注者 | 荏原環境プラント株式会社中部支店 |
| (4) 労働者数 | 56名 |

※提出時期

受注者が担当課に本件に係る最終回の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（最終回の労働状況台帳の提出時期は、契約（履行）期間終了後、対象労働者に最後の対象契約に係る労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内）

4 集計結果

質問1 あなたの年齢を教えてください。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 10代 | 1名 |
| イ 20代 | 13名 |
| ウ 30代 | 10名 |
| エ 40代 | 33名 |
| オ 50代 | 12名 |
| カ 60代以上（60代・70代・80代以上） | 8名 |

資料 1－3

質問2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

- | | |
|---------|-----|
| ア 感じる。 | 33名 |
| イ 感じない。 | 44名 |

質問3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

- | | |
|---------|-----|
| ア 感じる。 | 34名 |
| イ 感じない。 | 43名 |

質問4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。(1名無回答)

- | | |
|----------|-----|
| ア 思う。 | 26名 |
| イ 思わない。 | 7名 |
| ウ わからない。 | 43名 |
| ※ 自由意見 | |

質問5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。(1名無回答)

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | 16名 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 17名 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 7名 |
| エ わからない。 | 36名 |

質問6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなつていますが、十分な周知がなされていますか。(1名無回答)

- | | |
|-----------------|-----|
| ア 十分だと感じる。 | 50名 |
| イ 不十分だと感じる。 | 17名 |
| ウ そもそも周知されていない。 | 9名 |

質問7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点がありますか。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) ア ない。 | 32名 |
| イ ある。 | 0名 |
| ウ わからない。 | 45名 |

(2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。

質問8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 48名 |
| イ ある。 | 0名 |
| ウ わからない。 | 29名 |

資料 1－3

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- | | |
|----------|-----|
| ア ない。 | 34名 |
| イ ある。 | 0名 |
| ウ わからない。 | 43名 |

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・ 意見無し

資料 2 - 1

【令和元年度津市公契約条例の労働報酬下限額試行に伴う事務量等に係るアンケートの集計結果】

1 試行案件

試行案件①

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度建整道新第1号 谷杣線道路改良工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年8月13日から令和2年1月27日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社岡山工業 |
| (4) 受注関係者数 | 0者 |

試行案件②

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度下建公第4号 棕本処理区公共下水道工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月2日から令和2年1月20日まで |
| (3) 受注者 | 大和建设株式会社 |
| (4) 受注関係者 | 9者 |

試行案件③

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度営ス振第33号 津市芸濃総合文化センター内アリーナ改修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月2日から令和2年1月31日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社アイケーディ |
| (4) 受注関係者 | 2者 |

試行案件④

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件名 | 令和元年度北道維環第4号 柳山結城町第1号線及び下弁財町阿漕浦線道路整備工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月30日から令和2年3月23日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社澤建 |
| (4) 受注関係者 | 4者 |

試行案件⑤

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 令和元年度農基補第4号 土地改良施設維持管理適正化事業
ため池（風早池）堤体補修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年10月15日から令和2年2月14日まで |
| (3) 受注者 | 青葉工業株式会社三重営業所 |
| (4) 受注関係者 | 0者 |

※提出時期

受注者が本件に係る初回月の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。
（初回月の翌月末まで）

資料 2 - 1

2 集計結果

質問 1 津市公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|------|
| ア 十分理解できている。 | 1 者 |
| イ 概ね理解できている。 | 18 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 1 者 |
| エ 全然理解できていない。 | 0 者 |

質問 2 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式、作成に係る事務量及び提出方法等について、課題や問題点はありますか。

(1) 台帳の様式について

- | | |
|------|------|
| ア ない | 20 者 |
| イ ある | 0 者 |

(2) 作成に係る事務量について

- | | |
|------|------|
| ア ない | 19 者 |
| イ ある | 1 者 |

(3) 提出方法について

- | | |
|------|------|
| ア ない | 20 者 |
| イ ある | 0 者 |

質問 3 受注関係者（下請業者、再委託業者）や労働者への条例内容の周知について、どのように行っていますか。

(1) 受注関係者への周知について

- | | |
|---|------|
| ア 津市が発行する津市公契約条例に関する手引き及びマニュアルを配布し周知している。 | 7 者 |
| イ 口頭により説明し周知している。 | 13 者 |

(2) 労働者への周知について

- | | |
|----------------------------|------|
| ア 作業場の見やすい場所に書面を掲示し周知している。 | 7 者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 13 者 |

質問 4 津市公契約条例の内容に関して、労働者からの相談や問い合わせがありましたか。

- | | |
|------|------|
| ア ない | 20 者 |
| イ ある | 0 者 |

質問 5 労働報酬下限額が設定されたことにより、労働者の賃金に影響が出ましたか。

資料 2－1

ア 出していない	20 者
イ 出ている	0 者

質問 6 労働報酬下限額について、設定金額（平成 31 年度は三重県の最低賃金）はいかがですか。

ア 低い	5 者
イ 妥当	12 者
ウ 業務委託（880 円）と同額が妥当	3 者
エ その他	0 者

資料 2－2

【令和元年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜事業者用＞ 回答の集計結果】 （履行完了月分）

1 試行案件

試行案件①

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度建整道新第1号 谷杣線道路改良工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年8月13日から令和2年1月27日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社岡山工業 |
| (4) 受注関係者数 | 4者 |

試行案件②

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度下建公第4号 棕本処理区公共下水道工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月2日から令和2年1月20日まで |
| (3) 受注者 | 大和建设株式会社 |
| (4) 受注関係者 | 9者 |

試行案件③

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度営ス振第33号 津市芸濃総合文化センター内アリーナ改修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月2日から令和2年1月31日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社アイケーディ |
| (4) 受注関係者 | 1者 |

試行案件④

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件名 | 令和元年度北道維環第4号 柳山結城町第1号線及び下弁財町阿漕浦線道路整備工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月30日から令和2年3月23日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社澤建 |
| (4) 受注関係者 | 2者 |

試行案件⑤

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 令和元年度農基補第4号 土地改良施設維持管理適正化事業ため池（風早池）堤体補修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年10月15日から令和2年2月14日まで |
| (3) 受注者 | 青葉工業株式会社三重営業所 |
| (4) 受注関係者 | 0者 |

※提出時期

受注者が本件に係る履行完了月の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（履行完了月の属する月の翌月末まで）

資料 2 - 2

2 集計結果

質問 1 津市公契約条例（以下、単に「条例」といいます。）の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

- | | |
|----------------|------|
| ア 理解できている。 | 8 者 |
| イ だいたい理解できている。 | 11 者 |
| ウ あまり理解できていない。 | 3 者 |

質問 2 当該契約が条例の対象となったことにより、従事する労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 3 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 9 者 |
| エ わからない。 | 8 者 |

質問 3 当該契約が条例の対象となったことにより、事業の質の向上につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|------|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 3 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 5 者 |
| エ わからない。 | 12 者 |

質問 4 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。

- | | |
|------------------------|-----|
| ア 効果があった。 | 0 者 |
| イ 今後効果が出ると考える。 | 4 者 |
| ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。 | 9 者 |
| エ わからない。 | 7 者 |

※ 自由意見

- ・ 設定された賃金水準が低く、自社に効果はない。設問の効果を期待するならば公共工事の設計単価等と賃金水準を同時に引き上げる必要があると考える。

質問 5 条例では、受注者は下請業者等や労働者へ条例の内容を周知することとなっていますが、どのような方法で周知していますか。（複数回答可）

- | | |
|-------------------------|------|
| ア 作業場の見やすい場所に掲示し周知している。 | 6 者 |
| イ 個別に書面を交付し周知している。 | 6 者 |
| ウ 口頭により説明し周知している。 | 11 者 |
| エ その他 | 0 者 |

質問 6 下請業者等や労働者から条例に関すること（対象労働者の範囲や労働報酬下限額）について、相談や問い合わせを受けたことがありますか。

資料 2 - 2

ア なかった。 17 者

イ あった。 3 者

※ 自由意見

- ・ 下請業者にマニュアルを配布したが、内容を把握するのが困難な企業が多く、各社から資料をメールで添付いただき添削作業を行った。何度もやり直ししなければならない事もあり、2社ほど弊社に来社していただき入力作業を行った。

質問 7 労働状況台帳の作成や提出にあたり、台帳の様式や提出方法等について、見直しが必要と考える点がありますか。

ア ない。 18 者

イ ある。 2 者

※ 自由意見

- ・ 受注者から下請業者に作成を依頼するが、下請業者から労働報酬の支払いは無いとの回答があった場合、その回答が虚偽であったとしても確認することができない。受注者は発注者に施工体制台帳を提出するので、それに基づき、発注者から下請業者に依頼した方が、より正確に調査できるのではないかと。
- ・ 津市からの資料作成について、下請業者に向けて提出義務の文書があれば、もう少しスムーズに運ぶのではないかと考える。

質問 8 条例の実効性を確保するため、仮に、確認資料として「対象労働者の給与支給明細等」を提出いただくこととした場合、給与関係の事務処理に影響することになりますか。

ア しない。 3 者

イ 影響するが、大きなものではない。 12 者

ウ 大きく影響する。 5 者

※ 自由意見

- ・ 給与明細の提出を要求した場合、下請業者は拒む。どうしても必要であれば、発注者から直接依頼していただきたい。
- ・ プライバシー保護の為、税務課で確認してほしい。
- ・ 給与明細や賃金台帳等は個人情報となるため、提出するとなると、個人が特定できないよう加工したり、個人の同意を取ったり事務処理にも影響することとなるので、提出はご容赦願いたい。

質問 9 労働報酬下限額の金額や設定の考え方に関し、課題と考える点がありますか。

ア ない。 18 者

イ ある。 2 者

※ 自由意見

- ・ 金額は低いのではないと思う。
- ・ 公共工事の受注は津市のみでないで、津市発注の工事のみでなく、他市を含め県や国とも連携を図る必要がある。

資料 2 - 2

質問 1 0 当該契約が条例の対象となったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者の賃金に変化はありますか。

- | | | |
|---|-----|------|
| ア | ない。 | 20 者 |
| イ | ある。 | 0 者 |

質問 1 1 労働報酬下限額の対象をすべての契約とした場合、御社の経営に影響すると考えられますか。

- | | | |
|---|------|------|
| ア | しない。 | 17 者 |
| イ | する。 | 2 者 |
| ※ | 自由意見 | |

- ・書類提出の対象が元請業者のみの場合影響は少ないが、下請業者への告知が難しく時間を要する。

質問 1 2 条例の対象に、手間請労働者を含めるとした場合、課題や問題点はありますか。

- ※ 自由意見
 - ・弊社の場合は労務提供の実績に応じた割合で報酬を支払うというのではなく、単に日給制なので特に問題はない。

質問 1 3 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ※ 自由意見
 - ・この条例は、労務費が受注者に知られてしまう仕組みとなっているので下請業者が虚偽報告をする可能性がある。また正確性に欠けると思う。今後、この条例を運用していくのであれば施工体制台帳を基に、発注者から下請業者に直接依頼していただきたい。しかし、それでも正確な情報を得ることは難しいと思う。そもそも、建設業は請負という形で下請業者が決められた金額の中で企業努力のもと一人当たりの出来高を増やし、利益を生み出す構造である。各企業にもよるが、利益が出れば決められた給料は出て、更に利益が増大すればボーナスが上がり、利益が出なければ給料は下がるという商売の根本的な考え方である。そのため、我々元請業者や下請業者からしてみると会社の一番大事な給与台帳や自分の給料をなぜ公開しなければならないのかと疑念を抱く。働き方改革、時短と言われている現在、これら生産性のない作業に労力をかけることは、発注者、元請業者、下請業者の労働時間が増すばかりで時代に逆行していると思う。
 - ・若者に人気がない職のため、労働報酬下限額を 873 円よりもっとあげるべきだと思う。

【令和元年度津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート＜労働者用＞ 回

答の集計結果】 （履行完了月分）

1 試行案件

試行案件①

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度建整道新第1号 谷杣線道路改良工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年8月13日から令和2年1月27日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社岡山工業 |
| (4) 受注関係者数 | 4者 |

試行案件②

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 件名 | 令和元年度下建公第4号 棕本処理区公共下水道工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月2日から令和2年1月20日まで |
| (3) 受注者 | 大和建设株式会社 |
| (4) 受注関係者 | 9者 |

試行案件③

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件名 | 令和元年度営ス振第33号 津市芸濃総合文化センター内
アリーナ改修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月2日から令和2年1月31日まで |
| (3) 受注者 | 株式会社アイケーディ |
| (4) 受注関係者 | 1者 |

試行案件④

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件名 | 令和元年度北道維環第4号 柳山結城町第1号線及び
下弁財町阿漕浦線道路整備工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年9月30日から令和2年3月23日まで |
| (3) 受注者 | 有限会社澤建 |
| (4) 受注関係者 | 2者 |

試行案件⑤

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件名 | 令和元年度農基補第4号 土地改良施設維持管理適正化事業
ため池（風早池）堤体補修工事 |
| (2) 契約（履行）期間 | 令和元年10月15日から令和2年2月14日まで |
| (3) 受注者 | 青葉工業株式会社三重営業所 |
| (4) 受注関係者 | 0者 |

※提出時期

受注者が本件に係る履行完了月の労働状況台帳（受注関係者分を含む。）を提出するとき。（履行完了月の属する月の翌月末まで）

資料 2－3

2 集計結果

質問 1 あなたの年齢を教えてください。

ア 10代	0名
イ 20代	3名
ウ 30代	6名
エ 40代	8名
オ 50代	11名
カ 60代以上（60代・70代・80代以上）	4名

質問 2 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

ア 感じる。	13名
イ 感じない。	19名
※ 自由意見	
・ 労働意欲はあるが本条例とは無関係である。	

質問 3 あなたは、御自身が働いている仕事が、条例の対象契約となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

ア 感じる。	12名
イ 感じない。	20名
※ 自由意見	
・ 津市民の一人として仕事の質向上には努めているが、本条例とは無関係である。	

質問 4 あなたは、津市公契約条例は必要であると思いますか。（1名無回答）

ア 思う。	4名
イ 思わない。	3名
ウ わからない。	25名
※ 自由意見	
・ 効果が認められるのであれば継続すればよい。また、効果が認められるように継続すべきであろう。	

質問 5 条例が施行されたことにより、賃金水準の引き上げや地域経済の活性化につながる効果があったと思いますか。（1名無回答）

ア 効果があった。	1名
イ 今後効果が出ると考える。	4名
ウ 効果はなく、今後も効果は出ないと考える。	2名
エ わからない。	25名
※ 自由意見	
・ 現状では会社としてお金が入るところが増えなければ、お金が出るところも増えないのではないか。	

質問 6 条例では、受注者は下請業者や労働者へ条例の内容を周知することとなつていますが、十分な周知がなされていますか。（1名無回答）

ア 十分だと感じる。	23名
------------	-----

資料 2－3

- イ 不十分だと感じる。 4名
- ウ そもそも周知されていない。 5名
- ※ 自由意見
 - ・ 説明は聞いたがよくわからなかった。

質問 7 労働報酬下限額を設定することやその金額に関し、課題や問題点がありますか。

- (1) ア ない。 11名
- イ ある。 2名
- ウ わからない。 19名
- (2) 「イ ある。」を選択された場合、その具体的な内容を記載してください。
- ※ 自由意見
 - ・ そもそも下限額自体が安い。

質問 8 当該契約が条例の対象となり労働報酬下限額が設定されていますが、御自身の賃金に変化はありましたか。

- ア ない。 20名
- イ ある。 0名
- ウ わからない。 12名

質問 9 労働報酬下限額の対象契約とそうでない契約において支払われる賃金を比較した場合、その金額に差はありますか。

- ア ない。 17名
- イ ある。 0名
- ウ わからない。 15名

質問 10 その他、条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。

- ・ 本条例の労働報酬下限額を設定するに際し、厚労省の設定した最低賃金を基本としているようであるが、この額は法的にこれ以下はあり得ないという数字であり、本条例の目指すところである「賃金水準の引き上げや地域活性化につながる効果」にはなんら寄与するものではないと考えられる。よって、本条例の労働報酬下限額を実体性のある額と定める事が必要であり、条例の実効性を左右する。かつて社会インフラ等の土木工事の設計施工は行政等の職員による直営施工が主であった時代がある。行政等の職員自身が設計業務や積算を行い、工事の資材や人員の手配をし、現場で施工や監督を行っていたようである。このように本来は行政等が行うべき仕事を時代の変遷により現在では民間企業に業務委託や請負という形態で実行していることとなる。上記のような条例の主旨や実効性、歴史的経緯等を鑑みれば本条例の労働報酬下限額を「厚労省の最低賃金」と「市職員の最低賃金」を比較し、いずれかの高い方を採用することが検討できないものか？と考える。

一人親方の働き方チェック①

Q. 普段使っている一人親方の働き方はどちらに近いですか？
以下の項目のいずれかに○を付けてください。

一人親方へ急な仕事を依頼した時、親方は断ることができますか？	() 断ることはできない	() 断ることができる
一人親方の仕事が早く終わった時などに予定外の仕事を依頼した場合、親方は断ることができますか？	() 断ることはできない	() 断ることができる
一人親方には貴社の就業規則など服務規律を適用していますか？	() 適用している	() 適用していない
一人親方の仕事の就業時間(始業・終業)は貴社が決めていますか？	() 決めている	() 決めていない
当日の仕事が早く終わった時、一人親方が仕事から上がるには貴社の了解が必要ですか？	() 必要である	() 必要でない
仕事が早く終わった時に、一人親方が自分で見つけた他の現場の仕事に行くことができますか？	() 認めていない	() 支障ない
工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、一人親方の日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？	() 毎日、細かな指示、具体的な指示を出している	() 毎日の仕事量や配分、進め方は一人親方の裁量に任せている
一人親方の都合が悪くなり、代わりの者が必要となった場合はどのように対応していますか？	() 貴社が代わりの者を探す	() 一人親方が自分の判断で代わりの者を探す

一人親方の働き方チェック②

一人親方の仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は、誰に支払いますか？	()	代わりをした者	()	一人親方
一人親方の通常の実務や一人親方の責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか？	()	貴社が負担する	()	一人親方が負担する
一人親方が仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか？	()	貴社が提供する	()	一人親方が持ち込む
一人親方が仕事で使う材料は誰が提供していますか？	()	貴社が提供する	()	すべて一人親方が調達する
一人親方の報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？	()	一日当たりの単価など働いた時間による	()	工事の出来高見合い

右に○が多い場合は事業者性が強く、左側に○が多い場合は一人親方ではなく**雇用されるべき労働者**として判断される場合があります。
(P5～P8の事例をご参照下さい。)

チェック

建設労働者が加入すべき社会保険等の種類を確認しましょう。(9ページ目へ)

個人事業主名簿

資料2－5

○×建設(株)

発注側記入欄		受注(個人事業主)側記入欄
個人事業主氏名	労働者性の有無	個人事業主署名(又は押印)
△△ △△	有	△△ △△
□□ □□	無	
①発注側(○×建設(株))が記入する。		②個人事業主が①で記入された内容を確認し、間違いがなければ署名又は押印する。
記入例では1枚で2人の個人事業主を記載していますが、1人の個人事業主につき、1枚ずつ作成していただいても構いません。		

※個人事業主と契約する事業者ごとに作成してください。
※個人事業主は、雇用側記入欄の内容に誤りがないことを確認の上、署名、押印してください。